

建築基準法に基づく性能評価

申請の手引き

(2022年1月改訂)

一般財団法人 小林理学研究所

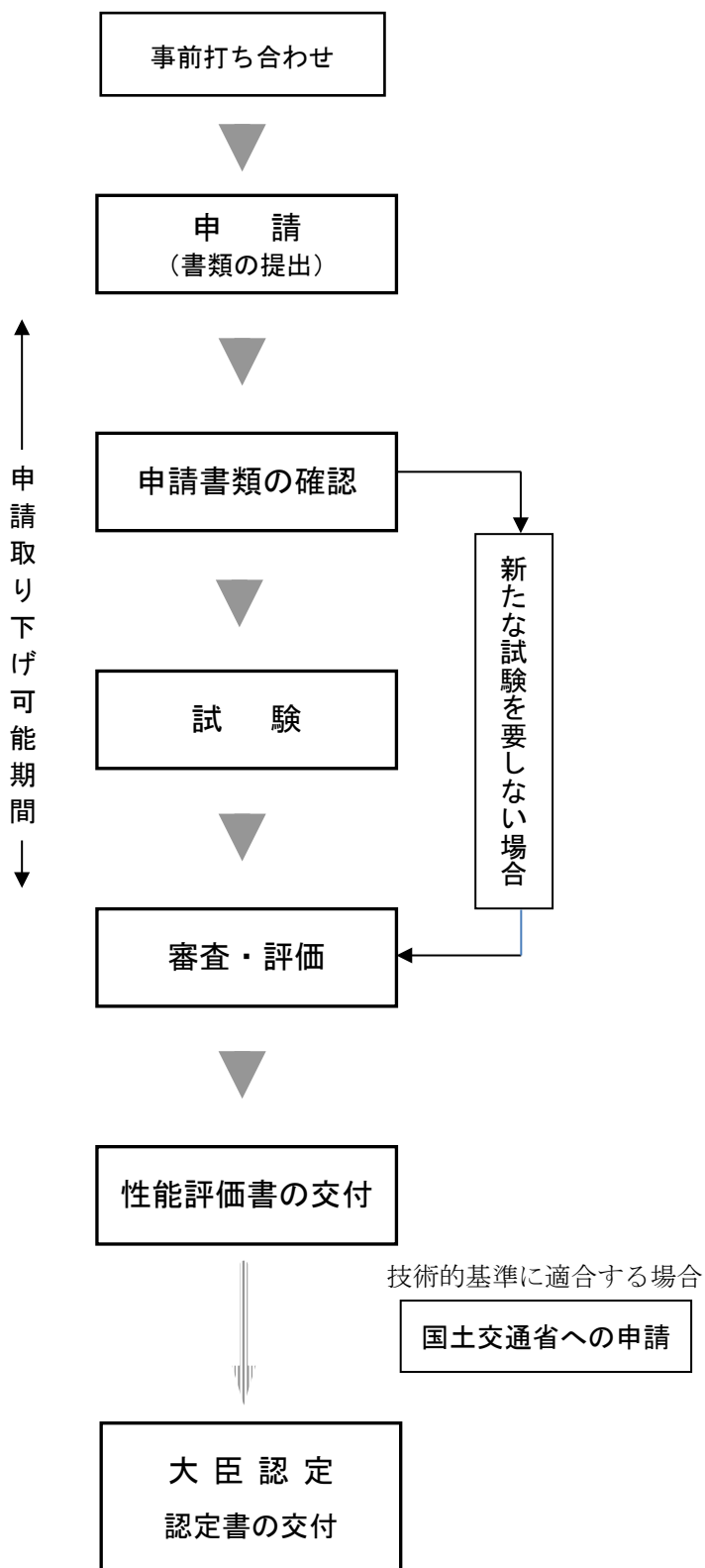
東京都国分寺市東元町3丁目20番41号

電話 042-321-2841

FAX 042-321-2739

E-Mail: info@kobayasi-riken.or.jp

申請から性能評価書交付までの流れ



1. 性能評価を行う区分

当所が性能評価を行う区分は、建築基準法第 30 条の認定に係る性能評価（界壁の遮音構造）です。

2. 性能評価を申請する前に

性能評価を申請しようとする場合は、事前に当所建築音響研究室までお問い合わせ下さい。特に、「新たな試験を要しない性能評価」を申請しようとする場合は、必ず事前の相談が必要となります。

また、契約に関する約款（5 頁）をよくお読み下さい。性能評価申請書を提出された時点で契約に関する約款を承諾したものとみなします。

3. 申請に必要な書類

3-1. 事前打ち合わせの後、次の書類を提出して下さい。

性能評価申請書
申請用図書

3-2. 提出書類の作成にあたっては以下の事項に注意して下さい。

(1) 性能評価申請書（5 頁参照 当所に用意しておりますので請求して下さい。）

各項目に必要な事項を記入して下さい。

申請者が法人の場合は代表者印を捺印して下さい。

(2) 申請用図書（作成例：7 頁から 15 頁）

下記の点に留意し、申請者において作成して下さい。

1) 性能評価の区分

建築基準法第 30 条の認定に係る性能評価

2) 構造名（構造方法等の名称）

原則として表面材から記載して下さい。

3) 商品名

4) 申請者名

法人の場合は会社名及び代表者名を記載して下さい。

5) 寸法および面密度等

6) 材料構成

・主構成材料（評価性能に直接影響する材料）

材料の規格

材料の品質（組成等）

材料の形状寸法

密度の許容範囲

その他の特徴等

・副構成材料（上記以外の補助的材料）

7) 構造説明図

申請壁構造の見取図、垂直断面図、水平断面図等。

四周取り合い部の処理を明記して下さい。

8) 標準施工仕様

基本的に、墨出しから表面仕上げまで表現して下さい。

4. 申請の受付

申請を受け付けた場合には、当所から申請者に対し承諾書を発行します。

5. 申請用図書の確認

提出された図書に不足な点、不明確な点があった場合、通知書にて連絡いたしますので、是正に応じて下さい。

6. 試験

6-1. 試験は当所評価員が実施しますが、試験体の搬入、作製、解体、搬出等は、当所の指示に従い、申請者の責任で行って下さい。

また、試験体の作製時及び施工時には以下の項目に留意して下さい。

- (1) 試験体の数は1体以上を作製して下さい。
- (2) 申請に範囲をもたせる場合、遮音性能上不利側と考えられる条件で試験体を作製して下さい。
- (3) 建築物に施工する際に遮音上の弱点が見込まれる場合は、その弱点を含めた試験体を作製して下さい。
- (4) 試験体は、残響室の試験体取付開口部 [(W)3.7m × (H)2.735m] の全面に、取付開口部との取り合い部も含め、標準施工仕様に基づいて施工して下さい。
- (5) 各主構成材料の質量及び厚さを、0.01 kg、0.1 mm単位で実測して下さい。

養生について

施工された試験体は、20時間以上の養生を行った後に音響透過損失測定を実施します。

ただし、湿式工法の試験体については、施工後、乾燥及び硬化の程度と遮音性能の関係を求め、十分に性能が安定するまで養生を行います。(※)

6-2. 測定は日付を変えて3回行います。

測定は、当所の試験設備及び試験機器を用いて、JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に基づいて実施します。

測定する項目は以下のとおりです。

- (1) 1/3 オクターブバンドの125Hz、500Hz、2000Hzにおける音響透過損失。
- (2) 1/3 オクターブバンドの100Hz～5000Hzにおける音響透過損失。
- (3) 測定の実施前後における音源室と受音室内の温度(0.1℃単位)及び相対湿度(1%単位)。

6-3. 測定結果は試験成績書にとりまとめ、性能評価に用います。

6-4. 試験結果が建築基準法に定める技術的基準に適合しないと認められる場合、評価申請の取り下げを勧告する場合があります。

7. 評価

試験を行った後、当所の評価委員会（原則として年4回開催予定 1, 4, 7, 10月）で次の2点の資料を用いて評価を行います。

申請用図書
試験成績書

評価内容は以下のとおりです。

・申請用図書

(1) 試験体と構造説明図

試験体と構造説明図の構造が同一であること。

(2) 試験体と材料構成

試験体に用いた主構成材料の形状寸法、質量の実測値が、材料等説明に記載された許容範囲内であること。

(3) 試験体と標準施工仕様

- 1) 標準施工仕様に記載されている内容が、試験体の施工方法と同一であること。
- 2) 試験体四周の処理が、標準施工仕様に基づいた施工であること。
- 3) 試験体が乾式二重壁の場合、間柱は申請断面、寸法の範囲のうちで最も曲げ剛性の高い間柱での測定であること。

(4) 標準施工仕様の内容

- 1) 標準仕様の施工方法で、構造説明図に提示されている構造が施工できること。
- 2) 実際に現場で施工可能な構造及び施工方法であること。
- 3) 材料等説明で記載された材料が、標準施工仕様に全て表されていること。また、記載されていない材料が標準施工に使用されていないこと。
- 4) 構造説明図、材料等説明、標準施工仕様の寸法等の記載内容に不一致がないこと。

(5) その他

- 1) 中空層の厚さに幅を持たせた申請については、測定した試験体仕様と音響的に同等以上との確認が得られる範囲で認める。
- 2) 主構成材料の種類に範囲（異種のボード、ボード厚の変化等）を持たせた申請は認めない。

・試験成績書

実施された3回の音響透過損失測定の結果が、建築基準法施行令第22条の3に定められた基準値(125Hz:25dB、500Hz:40dB、2000Hz:50dB)をいずれも上回る性能であること。

8. 性能評価書の交付

評価の結果、申請に係る構造方法等が建築基準法施行令第22条の3に定められた基準に適合していると認めた場合、性能評価書を交付します。基準に適合しない場合は、理由を記した通知書により通知します。

9. 手数料

1件 840,000円（非課税）
（建築基準法施行規則第11条の2の3第3項第四号に定められた金額）

新たな試験を要しない性能評価の場合

1件 360,000円（非課税）
（建築基準法施行規則第11条の2の3第5項第一号ハに定められた金額）

なお、連名等による申請により性能評価書が複数必要となる場合は1部増えるごとに

50,000円（税別）

（※）養生乾燥等のため試験室専有期間が5日を超える場合は6日目以降1日増えるごとに

20,000円（税別）

性能評価業務終了後に請求致しますので、当所の指定口座へお支払い下さい。

性能評価の手続き等についてご不明な点、ご質問がある場合は当所建築音響研究室までお問い合わせ下さい。

一般財団法人小林理学研究所 性能評価業務契約約款

この約款は一般財団法人小林理学研究所（以下甲という。）と性能評価申請者（以下乙という。）の性能評価に係る試験、審査及び性能評価書の交付（以下試験等という。）に適用する。

1. 試験等を申請する場合、乙は甲に性能評価申請書＜様式 KIPR1＞及び指定機関等に関する省令第 63 条第 1 号の規定に定める図書（以下「申請用図書」という。）を提出する。
2. 甲は乙の提出した申請用図書を確認し、提出された書類だけでは試験等を行えない、または書類に不備があると判断した場合、甲は乙に追加書類の提出または書類の訂正を求めることができる。＜様式 KIPR2＞
3. 前項において乙は甲の請求に速やかに応じなければならない。乙が甲の請求に応じられない場合、甲は乙の試験等の申請を引受けないことができる。ただし、その理由を甲がやむを得ないと判断する場合を除く。
4. 甲は乙の試験等の申請を引受けた場合、乙と打ち合わせの上、日程を定め、性能評価に係る試験を行う。
5. 試験にあたって、性能評価の対象とする材料の搬入、組立、施工、解体、搬出および整理は、甲の指示に従い乙の責任で行う。
6. 材料の材質、施工方法などが申請用図書と異なる場合、甲は乙に説明を求め、必要に応じて申請用図書の訂正及び補正または施工のやり直しを命じることができる。
7. 甲は JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に従って試験を行う。
8. 試験機器の管理については当所試験設備・機器管理基準による。
9. 甲は、試験終了後、申請用図書及び試験成績書により審査を行う。
10. 審査の結果、建築基準法に定める技術的基準に適合すると認めた場合、甲は乙に性能評価書を交付する。また、同技術的基準に適合しないと認めた場合、甲は乙に適合しない理由を明示した通知書＜様式 KIPR5＞により通知する。
11. 試験の途中であっても、試験結果が建築基準法に定める技術的基準に適合しないと認められる場合、甲は乙に対し、その旨を連絡し、評価申請の取り下げを勧告するものとする。ただし、申請の取り下げは当該案件に係る性能評価審査委員会開催前までに行うものとし、開催後の取り下げは認めない。
12. 甲は乙に対し、性能評価書の交付とともに建築基準法施行規則に定められた手数料を請求する。ただし、当該案件の大臣認定申請を当所が代行した場合は、認定書の交付後に請求するものとする。
13. 評価の取り下げがあった場合は、実施した試験料金相当額を請求するものとする。
14. 手数料の請求があった場合、乙は甲に速やかに一括して現金で支払うものとする。この場合、送金等に係る手数料は乙が負担するものとする。
15. 甲乙どちらか一方または双方の事情により、試験等の日程を変更する必要がある場合は事前に相手方に通知し、甲乙双方で合意を得なければならない。
16. 試験等で得られた情報等は、甲乙双方の合意がなければ第三者に発表、提示してはならない。
17. この約款に定めのない事項は甲乙両方で協議して定める。

性能評価申請書

申請日 年 月 日

一般財団法人 小林理学研究所
理事長 山本貢平様

申請者 住所^{※1}
氏名^{※2}

印

下記について、建築基準法第30条の規定による認定に係る性能評価を受けたいので、次のとおり申請します。申請にあたっては、一般財団法人小林理学研究所性能評価業務約款及び同性能評価業務規程を遵守します。また、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 性能評価を受けようとする構造方法等の名称

2. 備考

【連絡先】 担当者所属／氏名
住 所
電話／FAX番号
e-mail

当所使用欄

受付日	年 月 日
受付番号	

(注意)

※1 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地を記載してください。

※2 申請者が法人である場合には、名称並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。

申請用図書

年 月 日

作成例

1. 性能評価の区分 建築基準法第30条の認定に係る性能評価
2. 性能評価を受けようとする構造方法等の名称 原則として表面材から記載する。
3. 商品名
4. 申請者名^{※1}
住所^{※2}
電話
F A X

※1 申請者が法人である場合には、名称並びに代表者の役職及び氏名を記載してください。

※2 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地を記載してください。

評価番号	
成績書番号	
受付番号	

1. 構造名

グラスウール又はロックウール充填／両面せっこうボード・強化せっこうボード重張
／自立間仕切壁

2. 寸法および面密度等

(寸法単位： mm)

項目	構造方法
壁厚	～
面密度 (一般断面)	kg/m ² 以上

3. 材料構成

1) 主構成材料

(寸法単位： mm)

項目	構造方法
①上張り用面材	せっこうボード ・規格 ・質量 面密度 ～ kg/m ² ・寸法 厚さ 9.5 (±0.5) 幅 (+0,-3) 長さ (+3,-0) ・端部形状 スクエア、ベベル、テーパ
②下張り用面材	強化せっこうボード ・規格 ・質量 面密度 ～ kg/m ² ・寸法 厚さ 21.0 (±0.5) 幅 (+0,-3) 長さ (+3,-0) ・端部形状 スクエア、ベベル、テーパ
③充填吸音材	グラスウール ・規格 ・質量 密度 kg/m ³ ・寸法 厚さ ロックウール ・規格 ・質量 密度 kg/m ³ ・寸法 厚さ
④上下ランナー	・規格 JIS A 6517、JIS G 3302 に規定する防錆処理したもの ・寸法 □ - × ×
⑤スタッド	・規格 JIS A 6517、JIS G 3302 に規定する防錆処理したもの ・寸法 □ - × ×

2) 副構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	構 造 方 法
①ランナー固定金物	1) コンクリート下地 コンクリート釘 ・寸法 3.0φ×30 以上 発射打込み鉋 ・規格 JIS A 5529 ・寸法 3.0φ×20 以上 2) 鉄骨下地 タッピンねじ ・規格 JIS B 1122、JIS B 1125 に規定する防錆処理したもの ・寸法 3.0φ×20 以上 溶接
②固定ピン (吸音材料固定用)	スピンドル鉋 ・寸法 幅4×長さ13 以上 ステープル ・規格 JIS A 5556 に規定する防錆処理したもの ・寸法 幅4×長さ13 以上
③取付金物	タッピンねじ ・規格 JIS B 1122、JIS B 1125 に規定する防錆処理したもの ・寸法 3.5φ×22 以上 ステープル ・規格 JIS A 5556 に規定する防錆処理したもの ・寸法 幅4×長さ19 以上
④接着剤	酢酸ビニル樹脂系、無機質系、合成ゴム系、エポキシ系 ・規格 JIS A 5538 に規定するもの ・塗布量 g/m ²
⑤目地処理材	せっこう系、炭酸カルシウム系 ・規格 JIS A 6914 に規定するもの
⑥充填材	無機質充填材 ・規格 JIS A 6914 に規定するもの ロックウール ・規格 ロックウール・ガラス繊維混紡フェルト (FR フェルト) ・規格
⑦シーリング材	シリコン系、変成シリコン系、ポリウレタン系、アクリル系 ・規格 JIS A 5758 に規定するもの

4. 構造説明図

(寸法単位： mm)

- ・見取図

作成例

見取図

作成例

垂直断面図

(寸法单位： mm)

• 水平断面図

作成例

水平断面図

5.標準施工仕様

- 1) 墨出し
- 2) 上下ランナーの取付け及びスタッドの建込み
- 3) 下張りボードの取付け
- 4) 上張りボードの取付け
- 5) 吸音材の取付け
- 6) 取合い部の隙間処理
- 7) 目地処理
- 8) 表面仕上げ

作成例

1. 試験体の選定

1.1 寸法および面密度等

(寸法単位：mm)

項目	試験体の構造	申請構造
壁厚		～
面密度 (一般断面)	kg/m ²	kg/m ² 以上

1.2 材料構成

1) 主構成材料

(寸法単位：mm)

項目	試験体の構造	申請構造
①上張り用面材		せっこうボード ・規格 ・質量 面密度 ～ kg/m ² ・寸法 厚さ 9.5 (±0.5) 幅 (+0,-3) 長さ (+3,-0) ・端部形状 スクエア、ベベル、 テーパ
②下張り用面材		強化せっこうボード ・規格 ・質量 面密度 15.4～19.8 kg/m ² ・寸法 厚さ 21.0 (±0.5) 幅 (+0,-3) 長さ (+3,-0) ・端部形状 スクエア、ベベル、 テーパ
③充填吸音材		グラスウール ・規格 ・質量 密度 kg/m ³ ・寸法 厚さ ロックウール ・規格 ・質量 密度 kg/m ³ ・寸法 厚さ
④上下ランナー		・規格 JIS A 6517、JIS G 3302 に 規定する防錆処理したもの ・寸法 □ - × ×
⑤スタッド		・規格 JIS A 6517、JIS G 3302 に 規定する防錆処理したもの ・寸法 □ - × ×

2) 副構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	試験体の構造	申請構造
①ランナー固定金物	アンカーボルトφ10	1) コンクリート下地 コンクリート釘 ・寸法 3.0φ×30以上 発射打込み鋸 ・規格 JIS A 5529 ・寸法 3.0φ×20以上 2) 鉄骨下地 タッピンねじ ・規格 JIS B 1122、JIS B 1125に規定する防錆処理したもの ・寸法 3.0φ×20以上 溶接
②固定ピン (吸音材固定用)		スピンドル鋸 ・寸法 幅4×長さ13以上 ステーブル ・規格 JIS A 5556に規定する防錆処理したもの ・寸法 幅4×長さ13以上
③取付金物		タッピンねじ ・規格 JIS B 1122、JIS B 1125に規定する防錆処理したもの ・寸法 3.5φ×22以上 ステーブル ・規格 JIS A 5556に規定する防錆処理したもの ・寸法 幅4×長さ19以上
④接着剤		酢酸ビニル樹脂系、無機質系、 合成ゴム系、エポキシ系 ・規格 JIS A 5538に規定するもの ・塗布量 g/m ²
⑤目地処理材		せっこう系、炭酸カルシウム系 ・規格 JIS A 6914に規定するもの
⑥充填材		無機質充填材 ・規格 JIS A 6914に規定するもの ロックウール ・規格 ロックウール・ガラス繊維混紡フェルト (FRフェルト) ・規格
⑦シーリング材		シリコン系、変成シリコン系、 ポリウレタン系、アクリル系 ・規格 JIS A 5758に規定するもの

2. 考察
-当所記入項目-
3. 申請者連絡先
会社名：
所在地：
電 話：

作成例

参考：大臣認定について

申請書に指定性能評価機関が作成した性能評価書を添えて、国土交通大臣に申請する。
手数料 2 万円

建築基準法

(構造方法等の認定)

第 68 条の 26

- 第 1 項 構造方法等の認定の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。
- 第 2 項 国土交通大臣は、構造方法等の認定のための審査に当たっては、審査に係る構造方法又は建築材料の性能に関する評価に基づきこれを行うものとする。
- 第 3 項 国土交通大臣は、第 77 条の 56 の規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。
- 第 4 項 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けたものが行う評価を行わないものとする。
- 第 5 項 国土交通大臣が第 3 項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る構造方法等の認定の申請をしようとする者は、---、第 3 項の規定による指定を受けた者が作成した当該申請に係る構造方法又は建築材料の性能に関する評価書を第 1 項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

(第 6 項以降 略)

建築基準法施行規則

(構造方法等の認定の申請)

第 10 条の 5 の 21

- 第 1 項 構造方法等の申請をしようとする者は、別記第 50 号の 11 様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。
- 1 構造方法又は、建築材料の概要を記載した書類
 - 2 平面図、立面図、断面図及び構造説明図
 - 3 前 2 号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果その他の構造方法等を評価するために必要な事項を記載した書類
- 第 2 項 (略)
- 第 3 項 前 2 項の規定にかかわらず、指定性能評価機関---が作成した当該申請に係る構造方法等の性能に関する評価書を第 1 項の申請書に添える場合にあつては、同項各号に掲げる図書及び実物等を添えることを要しない。

(手数料の額)

第 11 条の 2 の 3

- 建設省令で定める手数料の額は次の各号に掲げる処分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 1 構造方法等の認定
- ただし、法第 68 条の 25 第 5 項及び第 7 項の規定により申請する場合にあつては、2 万円とする。
- (第 2 号以降 略)

※当所においては必要に応じて大臣認定申請の代行を承っております。
なお、申請の代行を依頼される場合は委任状が必要となります。

構造方法等の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

下記について、建築基準法第30条の規定による認定を受けたいので、同法第68条の25第1項の規定により、申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 認定を受けようとする構造方法等の名称

2. 備考

(注意)

- ①申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記入してください。
- ②不要な文字は、抹消してください。
- ③備考欄には、当該申請以外に構造方法等の認定を受けようとしている旨を記載する等所要の事項を記入してください。
- ④この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙(消印をしてないものに限る。)を貼り付けてください。

委 任 状

年 月 日

委任者

住 所

氏 名

構造方法等の認定申請書と同一内容
をご記入下さい。

私は、下記の者を代理人と定め、建築基準法第30条の規定による認定に係る性能評価に関わる一切の権限を委任します。

記

代理人

住 所

氏 名

東京都国分寺市東元町三丁目 20 番 41 号

一般財団法人 小林理学研究所

理事長 山本 貢平

以 上